

市議会の仕組み



令和3年

雲仙市議会

UNZEN CITY ASSEMBLY

目 次

■市政と市議会	1 ページ
■市民と市議会	2 ページ
① 選 挙	
② 直接請求	
③ 請願・陳情	
■市議会の権限	3 ページ
① 議決権	
② 検査、監査の請求権	
③ 意見書の提出権	
④ 調査権	
⑤ その他の権限	
■市議会の構成	4 ページ
① 議員定数	
② 議長、副議長	
③ 会 派	
■市議会の運営	5 ページ
① 本会議	
② 常任委員会	
③ 特別委員会	
④ 議会運営委員会	
⑤ 全員協議会	
■定例会の流れ	8 ページ
■議会の傍聴と広報	9 ページ
① 傍 聴	
② テレビ放映	
③ 議会だより	
④ 市ホームページ	

市政と市議会

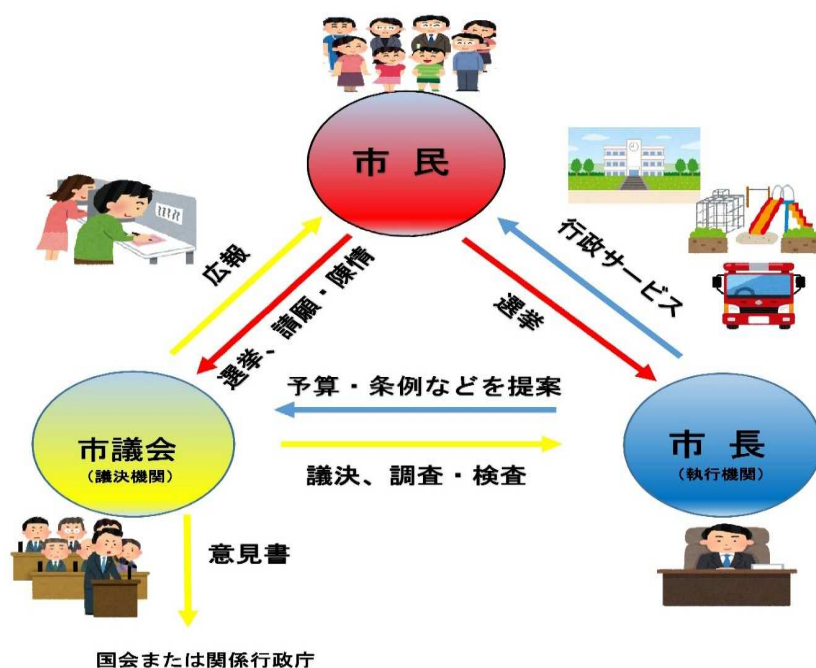
雲仙市では、まちづくりや福祉、教育、道路、上下水道など市民生活に深くかかわる仕事をしており、これらの仕事（市政）には、市民の意見が十分反映されなければなりません。

しかし、市民のすべてが一堂に会して市政の運営について話し合うことは不可能ですので、代表として市議会議員や市長を選挙によって選び、市政の運営をゆだねています。

市議会は、市民を代表する議員の合議によって、市政の方針を決定したり、市政が適正に行われているかチェックしたりする機関で「議決機関」といいます。

また、市議会の決定に基づいて実際に仕事を行うのが市長で、市長をはじめ教育委員会、選挙管理委員会、監査委員などを「執行機関」といいます。

市議会と市長は、まったく対等の立場に立ってお互いに尊重し、論議し合いながら明るく住みよい雲仙市をつくるために努力しています。



市民と市議会

市民の意見を市政に反映していくため、市民と市議会には次のような関係があります。

① 選挙

満18歳以上の市民は、市政の運営をゆだねる市議会議員や市長を選ぶ権利があります。

また、満25歳以上の市民（3カ月以上、立候補する市内に住んでいること。）は市議会議員に立候補することができます。



② 直接請求

市民は、市政に対し異議がある場合には有権者の一定の署名をもって、議会の解散や議員の解職を請求することができます。

このほかに、条例の制定・改廃や市長・副市長などの解職、事務の監査などの請求をすることができます。

③ 請願・陳情

市民は、市政について意見や要望があれば、いつでも市議会に請願や陳情を提出することができます。

紹介議員のあるものを請願、ないものを陳情と呼び、文書で提出することになります。

請願は、所管の常任委員会で審査し、本会議において採択・不採択の結論が出され、採択となった請願は今後の市政に反映できるよう市長などの関係機関に送付されます。

陳情・要望は、その内容で取り扱いが異なるため、議会運営委員会で取り扱い方法を審査します。なお、請願の場合は1人以上の議員の紹介が必要です。

市議会の権限

市議会は、市民の代表として十分な活動ができるように、いくつかの重要な権限を持っています。その主なものには、次のようなものがあります。

① 議決権

市議会の最も代表的な権限で、条例の制定・改廃や予算を定めたり、決算を認定したり、重要な契約や財産の取得・処分決定などを行います。

② 検査、監査の請求権

市の事務に関する書類や計算書を検閲したり、金銭出納の執行状況を検査したり、市の監査委員に監査を求めるなど、市民の代表として市政を監視します。

③ 意見書の提出権

市の公益に関することについて、議会の意見をまとめた文書を、国会または関係行政庁に対して意見書として提出することができます。

④ 調査権

市の事務を独自に調査し、必要に応じて関係者の出頭や証言などを求めることができます。

⑤ その他の権限

議長、副議長、選挙管理委員などを選ぶ選挙権、市長が副市長、監査委員などを選任する場合の同意権などがあります。

市議会の構成

① 議員定数

市議会は、市民を代表する議員によって構成されています。

議員の定数は、法律により条例で定めることとなっており、雲仙市議会の議員の定数は19人となっています。

なお、議員の任期は4年と定められています。

② 議長、副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。議長は市議会の代表であり、議場の秩序を保ち、会議を進め、市議会の事務を指揮・監督します。

また、副議長は、議長が病気等で不在のときなどに、議長の職務を代理します。

③ 会 派

自分たちの意見を市政により多く反映させるため、同じ意見や考え方を持った議員が集まりグループをつくっています。

このグループを会派といい、現在、雲仙市議会には1会派があります。

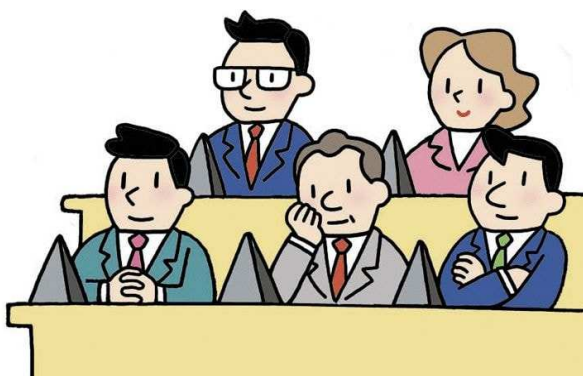
市議会の運営（本会議、委員会等）

市議会には、定期的に行われる定例会と必要に応じて開かれる臨時会があり、市長が招集します。

決められた一定の活動期間（会期といいます。）中に本会議や委員会を開いて、議案の審議を行います。雲仙市議会の場合、定例会は年4回開くことになっており、おおむね3月、6月、9月、12月に開会されます。

委員会の活動は、会期中に行うのが原則ですが、会期外でも必要に応じて委員会を開き活動することがあります。

① 本会議



本会議は、全議員により構成され、議案などを審議し、最終意思を決定するほか、市政全般について質問を行う会議です。

本会議を開くためには、原則として議員定数の半数以上の出席が必要です。また、議会の意思は原則として出席議員の過半数で決定します。

② 常任委員会

市政が広範化、複雑化してきたことにより、議案その他必要な議決事項を、本会議の中できめ細かく審議することは困難です。

そのため、議案などを専門的、能



率的に審査する議会の常設機関として、少人数の議員で構成する常任委員会が設けられています。

雲仙市議会には、次の3つの常任委員会があり、議員は必ずいずれか1つの委員会に所属しています。

委員会名	定数	所管事項
総務常任委員会	7人	総務部、市民生活部（国保税に関するものを除く。）、地域振興部（総合窓口課保険年金班を除く。）、議会事務局、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会の所管に関する事項並びにその他の委員会に属しない事項
文教厚生常任委員会	6人	市民生活部（国保税に関することに限る。）、地域振興部（総合窓口課保険年金班に限る。）、健康福祉部、環境水道部（環境政策課に限る。）及び教育委員会の所管に関する事項
産業建設常任委員会	6人	環境水道部（水道課及び下水道課に限る。）、農林水産部、観光商工部、建設部及び農業委員会の所管に関する事項

③ 特別委員会

ほとんどの議案は常任委員会で審査されますが、特定の問題や議会が特に必要と認めるときには、その都度特別委員会を設けて調査または審査をすることができます。

雲仙市議会では、現在、議会広報編集特別委員会が設置されています。

④ 議会運営委員会

議会の運営が円滑に行われるよう、議会の運営に関するさまざまな問題について協議する機関として設けられています。

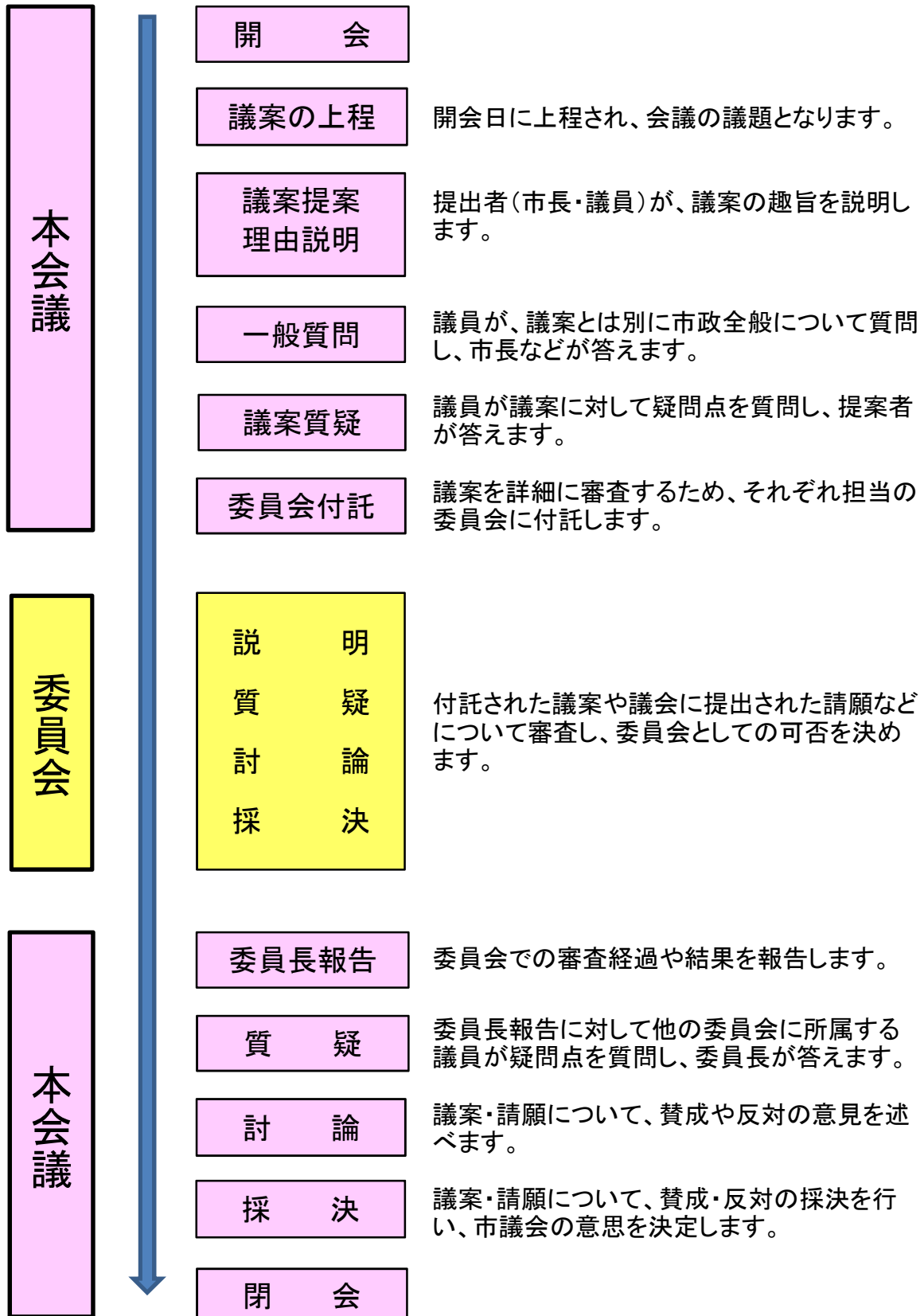
雲仙市議会の場合、定数は7人です。

⑤ 全員協議会

市政運営上の重要な問題などについて、市長などの執行機関から説明を受けたり検討したりするため、議員全員が集まって開かれる会議です。

定例会の流れ

会期中の議事は、定例会により異なりますが、本市の定例会はおおむね次のように進められます。



議会の傍聴と広報

① 傍 聴

本会議は公開されており、どなたでも傍聴することができます。
傍聴される場合は、当日、傍聴人受付簿に自己の住所、氏名、
年齢を記載し、併設の投函箱に投函して入場してください。

なお、傍聴席入口に記載している事項を
必ず遵守願います。

車イスで傍聴できるスペースもあります。



② テレビ放映



定例会（臨時会）の開会日、一般質問、議案質
疑及び閉会日においては、ケーブルテレビ（ひま
わりテレビ）で議会の模様が放送（生放送・録画
放送）されます。

③ 議会だより

定例会のあとに「雲仙市議会だより」を
年4回（5月、8月、11月、2月）発行し、
市内全世帯に配布しています。



④ 市ホームページ

市のホームページから雲仙市議会へアクセスしてください。

定例会等の日程、議案・議決結果、議員の紹介、請願・陳情の
提出方法、会議録などを掲載しております。



雲仙市議会事務局

〒859-1107 雲仙市吾妻町牛口名 714 番地（雲仙市役所本館 3 階）

TEL (0957) 38-3111（代表） FAX (0957) 38-2252

E-mail gikai@city.unzen.lg.jp

ホームページ <https://www.city.unzen.nagasaki.jp>